

四万十町

しまんとがわのまんなか SHIMANTO TOWN

住宅支援制度

四万十町では空き家の利活用を推進するとともに
移住者を受け入れる環境を整え
移住者および若者の定住促進を図るために
様々な支援を拡充しています！

移住者賃貸住宅家賃助成

移住者に15,000円×12か月分
(民間賃貸住宅)を補助します



にぎわい創出課 ☎ 0880-22-3281

空き家活用事業費助成

1年以上空き家になっている住宅を改修し
貸家として10年以上活用しようとする
所有者に対して改修費用を助成します
[上限270万円]

建設課 ☎ 0880-22-3120



若者定住促進支援

40歳以下の方が新たに町内に住宅を
新築・購入する費用に助成します
[上限100万円]



建設課 ☎ 0880-22-3120

住宅耐震費助成

昭和56年5月31日以前に建てられた
住宅の耐震改修診断、設計、工事費に
助成をします

建設課 ☎ 0880-22-3120



子育て世帯住宅取得費助成

12歳以下の子育て世帯が新たに
住宅を新築・購入する費用に助成します
[基本額上限50万円、加算額上限50万円]



建設課 ☎ 0880-22-3120

合併浄化槽設置費助成

家庭用合併浄化槽の設置費用に
助成します
[5人槽 33万2千円 他]

環境水道課 ☎ 0880-22-3119



家族支え合い居住支援

2世帯以上で新たに町内に住宅を
新築・購入する費用に助成します
[上限100万円]



建設課 ☎ 0880-22-3120

町産材利用促進助成

町産材を使用し、町内事業者において
住宅や事務所・店舗を建築する費用に
助成します [上限270万円]

農林水産課 ☎ 0880-22-3113



上記以外にも、住宅に関する支援制度がいくつかございます。
詳細は各ホームページをご確認いただくか、担当窓口までお問い合わせください。

